

南部地区栄養情報提供店普及事業実施要領

1 目的

本県は県民一人当たりの飲食店数が全国一であり、また壮年期、特に30～40代男性の外出率は約50%と高いことなどから、飲食店等が食を通じた健康づくりに果たす役割は大きいと考えられる。

さらに、健康おきなわ21（第2次）施策においても「肥満対策」は県民の重点項目の1つとなっており、社会全体で個人の健康づくりを支えるための食の環境整備が重要である。

そこで、飲食店等の連携により、メニューの栄養成分表示や健康に関する情報を利用者へ提供することで、その情報をもとに外食を選択できる環境づくりや、食生活を含めた生活改善のきっかけとなる環境づくりを推進することを目的とする。

2 実施主体

沖縄県南部保健所

3 対象施設

南部保健所管内の飲食店等

4 事業内容

- ①南部地区栄養情報提供店の申請及び登録
- ②飲食店への普及啓発
- ③住民への普及啓発
- ④その他、当事業の推進に必要なこと

5 申請方法及び登録

- (1) 表示を希望する飲食店は、提供しているメニューの栄養に関する情報表示を2タイプ（別紙参照）により選択し、別紙申請書（第1号様式）に記入のうえ、保健所長あて申請を行う。
- (2) 申請書に基づき表示内容についての相談・調整を行う。
タイプAについては、栄養価計算結果表（第2号様式）を交付し、相談・調整を行う。
- (3) 表示内容を確認したうえで南部地区栄養情報提供店台帳（第3号様式）に登録し、登録通知書とステッカーを交付する。
また、登録された店舗については南部保健所ホームページ又はその他の方法で公表し、住民へ周知する（公表は希望する店舗のみ）
- (4) 登録された店舗が、情報の提供を変更又は中止した時は、南部地区栄養情報提供変更届（第4号様式）又は南部地区栄養情報提供店取り消し届（第5号様式）により保健所長あて届け出る。
- (5) 登録された店舗については、登録後、年1回現況調査（第6号様式）を行う。
また、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

附則

- この要領は、平成23年1月21日から適用する。
この要領は、平成24年4月26日から適用する。
この要領は、平成26年1月15日から適用する。
この要領は、平成26年6月3日から適用する。
この要領は、平成30年3月29日から適用する。
この要領は、平成31年4月10日から適用する。